

東京都景観審議会

第45回議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

第45回 東京都景観審議会
議事次第

日 時：平成29年3月22日（水） 9:28～11:04
場 所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室26

1 開 会

2 審議事項

歴史計画部会 案件

- (1) 「都選定歴史的建造物（土木構造物）」の選定
- (2) 「特に景観上重要な歴史的建造物等（建造物）」の選定
- (3) 「特に景観上重要な歴史的建造物等（公園）」の選定
- (4) 文化財指定により選定解除した「都選定歴史的建造物」の「特に景観上重要な歴史的建造物等」の選定

3 報告事項

- (1) 「東京都景観色彩ガイドライン」の策定
- (2) 「都選定歴史的建造物」選定候補の所有者同意状況
- (3) 「都選定歴史的建造物」の保存を支援する取組

4 その他

- (1) 「特に景観上重要な歴史的建造物等」既選定庭園の表記
- (2) 今後の景観施策のあり方検討について（案）

5 閉 会

○遠藤屋外広告物担当課長 それでは、定刻前ですが、本日御出席の方はそろいましたので、ただいまから第45回「東京都景観審議会」を開会させていただきます。

本日は、御多忙のところ当審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

私は、審議会事務局の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、会長に議事をお願いいたしますまでの間、進行を務めさせていただきます。

初めに、現在御出席の委員の方は11名でございます。東京都景観審議会規則第5条第1項の定足数を満たしていることを御報告いたします。

次に、お手元にお配りした資料を確認させていただきます。ダブルクリップで留めております。まず最初に、上から、本日の議事次第、委員名簿、座席表、その下に配布資料一覧がございますので、これで見たいのですねけれども、まず、会議終了後に回収します1枚のペーパーがあります。A4のホチキスどめで資料1-1。その下に「選定の考え方と事業分野ごとの選定数」ということで、A4の横のものが1枚紙でございます。

資料1-2で、A3の選定リストの分野01道路、同じく02河川（水路）、04鉄道、05その他でございます。

その下に、資料2-1ということでホチキスどめでA4のものでございます。

資料2-2ということで、A3の横で国指定重要文化財等のホチキスどめでございます。

資料3-1で、A4の縦でございますけれども、建造物（公園）の選定でございます。資料3-2のA4横の公園の選定リストでございます。

資料4でございます。「文化財指定により選定が解除された「都選定歴史的建造物」の「特に景観上重要な歴史的建造物等」の選定」でございます。

資料5、「東京都景観色彩ガイドライン」。

資料6、選定候補の所有者同意状況。

資料7、A4の1枚紙でございますけれども、「都選定歴史的建造物の保存を支援する取組」。

資料8の1枚紙でございますけれども、既選定庭園の表記。

最後でございますが、資料9でございます「今後の景観施策のあり方検討について(案)」の1枚紙でございます。

以上でございます。全ておそろいでしょうか。

それでは、本日の議事録でございますけれども、全文について、東京都のホームページにて公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、東京都景観審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、中井会長に議長をお願いいたします。

中井会長、よろしくお願いいたします。

○中井検裕会長 皆さん、おはようございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

本日、審議事項としまして、歴史景観部会の案件でございますが、歴史的建造物の選定

について審議をいたします。本審議会は、東京都景観審議会運営要綱第10条で原則的に公開とされておりますけれども、本日の審議事項において取り扱う情報は、個人や法人が所有する建造物を東京都景観条例に基づき歴史的建造物に選定するための審議でございます。東京都情報公開条例第7条2号に規定のある公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものという項目に該当すると考えられます。

そこで、審議事項については非公開にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中井検裕会長 ありがとうございます。

それでは、審議事項については、非公開といたします。

傍聴の方がいらっしゃる場合には、御退席をお願いしたいと思います。

いらっしゃらないようですね。

それでは、審議事項が全部で4件ございますけれども、(1)「都選定歴史的建造物(土木構造物)」の選定について、事務局より御説明をお願いいたします。

(非公開)

それでは、以上で審議事項は終了でございます。

報告事項にまいりますので、ここからは公開となります。もし傍聴の方がおられましたら、御入室を許可してください。

それでは、事務局より報告事項は3件ございまして、次第を見ていただければと思うのですが、まず、「東京都景観色彩ガイドライン」の策定、2番目が「都選定歴史的建造物」選定候補の所有者同意状況、3番目が「都選定歴史的建造物」の保存を支援する取組でございますので、報告事項は3件続けて事務局のほうで御説明いただければと思います。

それでは、お願いいたします。

○事務局 まず、報告事項の1件目といたしまして、東京都色彩ガイドラインについて御説明いたします。資料5、A4判の冊子を御参照いただければと思います。

こちらは、東京都景観計画の運用を東京都が行うに当たりまして、審議会の御意見も参考にさせていただきながら東京都が作成をするものでございます。

前回の景観審議会におきましては、現行の色彩ガイドラインを補完するものとして、周辺景観との調和の捉え方を中心に、色彩計画に当たっての配慮事項を整理したデザインマニュアルを別冊で作成することを御報告させていただきました。

その際に、建築物を計画していく上では、基準に入っていればよいという視点で物を見るだけではなくて、どういったことをもとにすべきかしっかり考えていくことが大事といった御意見とか、参照するものがふえると仕事がしづらい、一つの冊子にまとめてどのように組み合わせるのかという解説を加えることが必要ではないかといった御意見をいただきました。こういった御意見を踏まえまして、色彩ガイドラインとマニュアル案を合冊いたしまして、使い方の解説を加えたものが資料5となっております。

1枚おめくりいただきました表紙の裏面が目次のページとなっておりますけれども、ご

らんいただけますように、大きく基準編と活用編の2部構成としております。その次の1、2ページ目のほうでは、基準編、活用編をどのように組み合わせるかの説明を入れております。基準編は、現在運用しております色彩の数値基準をそのまま入れた形にしておりまして、景観計画に定める地区区分ごとに極端に違和感の強い色彩を抑制するための大きな枠組みとして、使用可能な色彩の範囲を示しております。

その枠組みの中で、活用編を参照しながら計画地と周辺との関係性を読み解いて色彩計画を行うことによって、周辺景観と調和のとれた色彩計画になることを説明しているのが1、2ページ目となっております。

簡単に内容を御紹介いたしますと、数枚おめくりいただきまして、7ページ目に「基準編」ということで、中表紙がございます。これ以降が現在運用しております色彩基準の数値基準をそのまま入れておりまして、大枠としての色彩の数値基準の考え方をそれぞれ説明しているものとなっております。

それから、35ページに「活用編」といった中表紙を入れさせていただいております、こちら以降で計画地と周辺との関係性をどのように読み解いていくかということを中心に御説明しているといった形になると思います。

例えば、40ページから43ページのあたりでは、周辺景観をどう読み解いていくかとか、視認距離を考慮した色彩と素材の捉え方、配色や素材の組み合わせに関する配慮事項について概略を示させていただいております。

44ページ以降につきましては、遠景・中景・近景、それぞれの視認距離に応じた色彩計画のポイントを記載させていただいております、50ページ目以降あたりからは、素材選定の際の注意事項であるとか、私どもと協議を行っていただくときのポイントなどを記載させていただいております。

ざっとこういった構成になっておりまして、こちらにつきましては、本日の御報告を経まして、4月の頭をめどに東京都のホームページに掲載いたしまして、窓口での御案内も含めて、事業者さんや区市町村に周知を図っていくことにしたいと思っております。また、追って印刷物の頒布も予定しておりまして、本日、印刷が悪い状態で申しわけないのですが、きれいな冊子をつくる予定ですので、そちらができましたら委員の皆様にもお送りさせていただきます。

1件目につきましては、以上になります。

○中井検裕会長 続いて、「都選定歴史的建造物」選定候補の所有者同意状況の御説明をお願いします。

○事務局 御説明申し上げます。

お手元の資料は、A4判の資料6でございます。こちらにつきましては、平成27年度に選定いたしました全候補数は49件となっております、平成29年3月現在時点で、所有者の同意はこちらの表にございます11件となっております。なお、調整中の21件につきましては、引き続き所有者の同意を求めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中井検裕会長 続いて、「都選定歴史的建造物」の保存を支援する取組の御報告もお願いいたします。

○事務局 引き続きまして、資料7でございます。「都選定歴史的建造物の保存を支援する取組」といたしまして、今年度の実施概要を示させていただいております。審議会委員の皆様にも御紹介させていただいておりますが、7月に早稲田大学大隈記念講堂で、講演会、コンサート、絵画展示等を実施しており、同じ今年度2月、早稲田奉仕園スコットホールにて、講演会、コンサート等を実施しております。

以上でございます。

○中井検裕会長 それでは、以上の報告事項3件につきまして、御質問や御確認されたい点等ございましたら、あるいはコメントがございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、私から1つ。資料6の所有者同意のあれですけれども、これは御苦勞されていると思いますが、これはどこかのところで期限を区切って、そこでまとめて選定候補だったら候補をとるといふ、そういう手順なのですね。

○寺沢景観担当課長 そのように考えております。

○中井検裕会長 それはどのぐらいのスパンというか、期間でお考えになっているのですか。

○寺沢景観担当課長 とりあえず今年度末ということでこちらで切らせていただいて、東京都の告示をさせていただいて、公表していきたいと。

○中井検裕会長 今年度末ということは、今月末ということですね。この11件については、都選定歴史的建造物として告示をしますということなのですね。

○寺沢景観担当課長 そういふことです。

○中井検裕会長 残りは、引き続き調整の努力をしていただくということですね。

○寺沢景観担当課長 そのとおりです。

○中井検裕会長 そういふことだそうですね。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、所有者同意については、引き続き努力のほうをよろしくお願いいたします。

その他にまいります。その他が2件ございまして、1件ずつ行いたいと思います。先ほどの議論とかなり関係しているのですが、まずはその他の(1)「特に景観上重要な歴史的建造物等」既選定庭園の表記ということで、資料8でございますけれども、まずは事務局から御説明いただければと思います。

○事務局 現在、特に景観上重要な歴史的建造物等といたしまして、文化財の区分が史跡、名勝で指定されているものがこちらの1から12の資料8の表でございます。それにつきまして、文化財の史跡、名勝でございます文化財指定名称と文化財指定面積に、こちらのパンフレットの表記を統一したいと考えております。

以上でございます。

○中井検裕会長　そういう御説明なのですが、先ほどかなり議論がございまして、例えば、その今の御提案でいくと、「井の頭恩賜公園」となっているところが「井の頭池」になってしまうと。そして、今のところの表記の面積は36万3,772平米あったものが5万4,815平米に、半減どころではなくて7分の1ぐらいになってしまうということで、この表記の統一については、本日御了承を得ることは難しいと思いますので、これも引き続きですが、歴史部会で御検討いただくのかなと思います。

ただ、これだけを見ても、例えば、名称で9番が「旧岩崎邸庭園」になっていたものが「旧岩崎家住宅」に変わるというのは、相当違いますね。本当に指定されているものは同じでも、受け取り方というか、伝わり方が全く違いますね。これもかなり慎重に、あるいは、文化財とはいえ、東京都はこういう観点でこういう名称でこういう面積の考え方で指定していますというものはあり得るかとも思いますので、そこも含めて御検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。何か皆さんから補足される御意見はございますか。

それでは、このその他の(1)については、そのようにさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

その他の(2)にまいります。こちらも御意見を頂戴したほうがよい案件なので、その他の(2)は、今後の景観施策のあり方検討についてでございますので、こちらは事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局　お手元の資料といたしましては、資料9でございます。「今後の景観施策のあり方検討について(案)」とさせていただきます。

まず、こちらのあり方検討について、背景といたしましては、現在、お手元にお配りしております景観計画の策定から、現在、10年近く経過しております。当初、景観行政団体は東京都だけでしたが、現在、区市の約5割が景観行政団体へ移行しているというのが現状でございまして、また、都市づくりの進展等に伴う景観特性も大きく変わっているという、取り巻く背景の状況が変わっていることが一つございます。これらを受けまして、東京都といたしましては、あり方の検討を進めていきたいと考えております。

主な検討事項ですが、例えば、広域的観点からの景観施策のあり方といたしまして、眺望保全対象建築物等の追加でございましたり、夜間景観に関する景観形成基準の追加等を検討したいと考えております。また、技術革新の対応といたしまして、今、デジタルサイネージ等、新しい技術が出てきておりますので、そちらに対応できる内容、中身を検討したいと考えております。

具体的な検討の進め方といたしまして、スケジュールもあわせて御説明させていただきたいと思います。現在、都では、調査委託につきましては契約をし、実施をしていく形となっております。皆様方、景観審議会への諮問を、約2カ月後でございますが、ことしの5月ごろを予定しております。答申をいただくのは来年5月、約1年間をかけて御検討いただきまして、答申を5月と考えております。その進め方でございますが、景観審議会の中に専門家検討会を立ち上げまして、29年度に4回程度開催したいと考えております。

具体的には、景観計画の変更と、場合によっては東京都景観条例の改正等も視野に含めまして、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中井検裕会長 ありがとうございます。

簡単に言いますと景観計画の見直しということなのですが、御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 進め方のところで一つぜひお願いしたいのですけれども、現在、照明の専門家が審議会に入っておりませんので、そういう技術革新への対応ということも含めて、歴史部会でも今回専門家の方に入っていたということですので、ぜひ照明の専門家の方の参画を御検討いただきたいと思います。

○中井検裕会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

5月ごろに本審議会を開催して、そこで諮問なので、審議会が諮問を受けるという形になるのですね。

○事務局 そうです。

○中井検裕会長 よろしゅうございますか。1年間ということで、余り時間的にゆっくりという感じではないので、かなり詰めたスケジュールで検討を進めていくことになろうかと思いますが、景観計画の見直しということでございます。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、このような今後の景観施策のあり方検討については、案で示されたように、事務局で引き続き進めていただければと思います。ありがとうございました。

以上で、本日予定しております議事は全て終了いたしました。委員の皆さんから何か御発言はございますでしょうか。

なければ、議事を事務局にお返しいたします。

○遠藤屋外広告物担当課長 中井会長、ありがとうございました。

これもちまして、本日の「東京都景観審議会」を閉会させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。